③その他の事業計画様式

［路線名：都市計画道路 市道 市三宅北桜線（市-24：特定経路）　（延長：約 790 m)］　【事業者：野洲市】

［位置図］

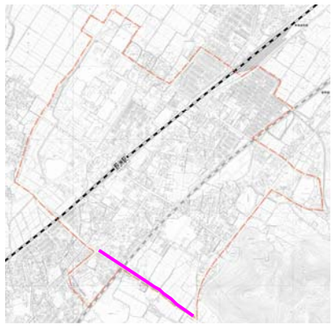

［整備方針］

都市計画道路「市三宅北桜線」街路事業により、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に則り、セミフラット型歩道を整備し、安全快適な歩行空間を創出する。

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長・箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者			備　考（実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①歩道の設置	L＝790m	→	→	→					●			用地取得交渉中
②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L＝790m	→	→	→					●			〃

［概略平面図・事業実施個所図　等］

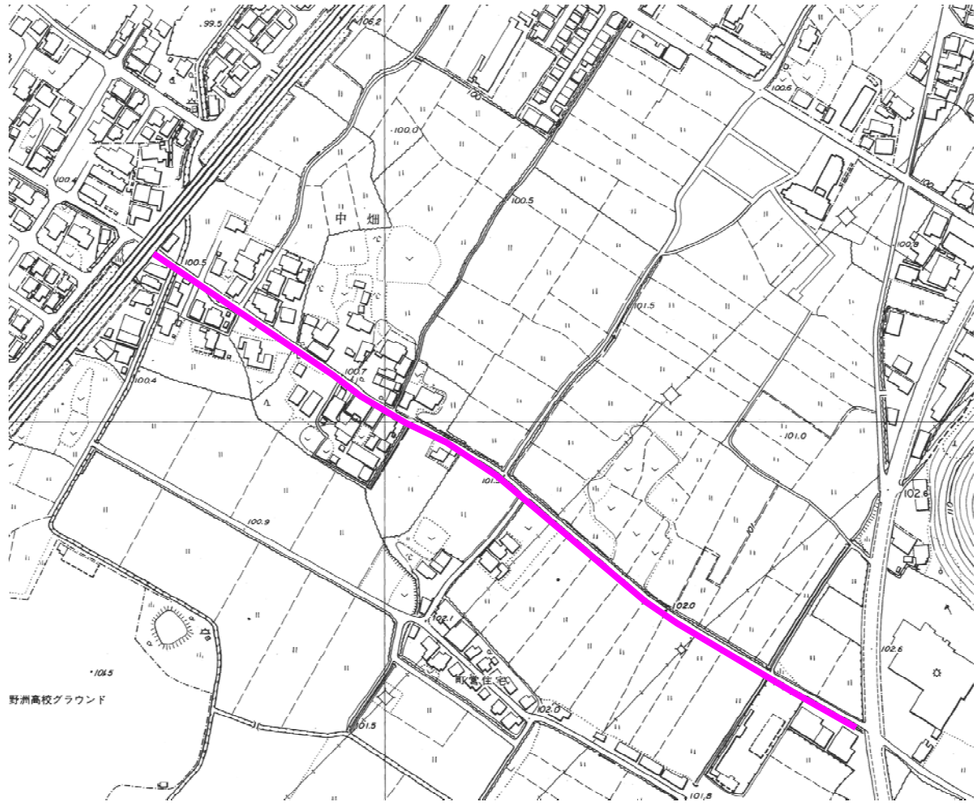

［標準断面図・その他関連図　等］

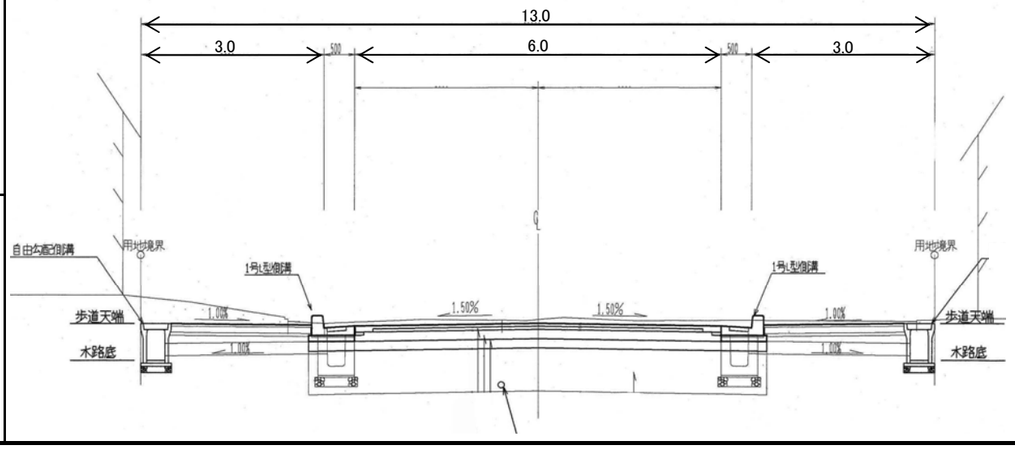

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・国-2（準特定経路：国道８号）・市-13（特定経路：市道野洲中央線）・市-25（準特定経路：市道市三宅北桜線）・市-31（準特定経路：市道三上市三宅線）整備との整合

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

・歩行点検調査対象外経路のため意見なし

［野洲駅南口駅前広場（特定経路）］　　【事業者：野洲市】

［位置図］

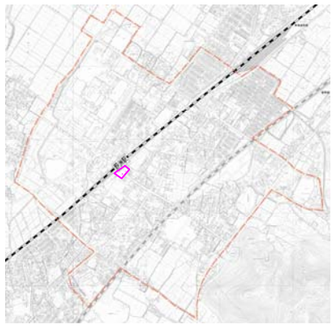

［整備方針］

野洲駅南口土地利用計画協議会や野洲市交通バリアフリーワークショップ等における住民意見を反映させ、うるおいとにぎわいある交通結節点整備を行う。

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長・箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者			備　考（実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①勾配の緩和	5 箇所		→	→	→	→	→		●		○【県】 ○【JR】	
②段差の解消	6 箇所		→	→	→	→	→		●		○【県】 ○【JR】	
③有効幅員2m 以上の単純でわかりやすい歩行者動線の整備	75m		→	→	→	→	→		●		○【県】 ○【JR】	
④視覚障害者誘導用ブロックの改良	1 式		→	→	→	→	→		●		○【県】 ○【JR】	
⑤絵文字(ﾋﾟｸﾄｸﾞﾗﾑ)による案内サインの導入	1 式		→	→	→	→	→		●		○【県】 ○【JR】	
⑥ロータリー内の駐停車防止対策の強化	－		→	→	→	→	→		●	○		
⑦身体障害者用駐車・停車帯の設置	2 箇所		→	→	→	→	→		●		○【県】 ○【JR】	
⑧公衆トイレの改善（視覚障害者誘導用ブロックの敷設・身体障害者用ﾄｲﾚﾄﾞｱの改善など）	1 箇所		→	→	→	→	→		●			

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
・県－7（準特定経路：県道野洲停車場線）整備との整合［滋賀県道路整備アクションプログラムにあわせて検討（2008～2012 年に整備着手・完了の予定）］
【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

駅前広場
・歩車道の段差が大きすぎて、車いすでは通行できないため、駅から出て右に遠回りしなければならない（車いす使用者）
・交番へのすりつけ勾配がきつい（車いす使用者）　・車いす使用者駐車スペースがあればいい（車いす使用者）
・階段・ｴｽｶﾚｰﾀｰ前のスロープの勾配がきつい（車いす使用者）　・ポケットパークのような休憩スペースが整備されればよい（車いす使用者）
・タクシー乗り場の安全島は必要ない（聴覚障害者）　・駐停車車両で見通しが悪い、一般車乗降位置を変える必要がある（聴覚障害者）
・点字ブロックが連続しないので危険（視覚障害者）　・交番入口ドアに点字案内表示がない（視覚障害者）　・ﾊｰﾄｲﾝ前の段差が大きい（地域住民）

公衆トイレ
・身体障害者用トイレ入口・トイレ内スペースが狭い（車いす使用者）　・身体障害者用トイレの案内板がない（車いす使用者）
身体障害者用トイレのドアの閉まるスピードが速い（車いす使用者）　・点字ブロック・点字案内表示がないので怖くて使えない（視覚障害者）

［概略平面図・事業実施個所図　等］

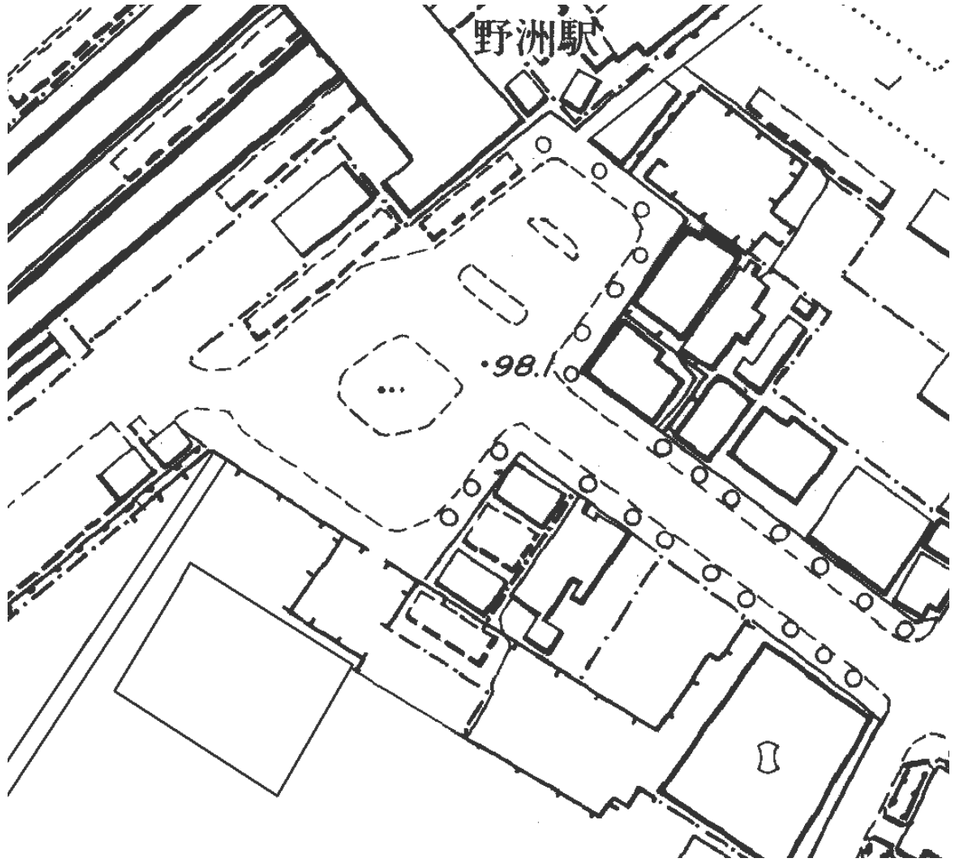

［標準断面図・その他関連図　等］

未定